

【欧州】欧州特許庁審判部、クレーム解釈について拡大審判部に質問を付託（G 1/26）

～新規事項追加の判断において明細書を参酌してクレームを解釈すべきか～

2026 年 6 月 3 日、欧州特許庁（EPO）は技術審判部 3.3.05 が、中間審決（T 0873/24；「Coated steel strips」事件）に関して、クレーム解釈と新規事項追加（Article 123(2) EPC）に関する質問を拡大審判部（Enlarged Board of Appeal：EBA）へ付託したことを公表しました。本件には事件番号 G 1/26 が付されています。

<https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/referral-enlarged-board-appeal-g-126-coated-steel-strips>

1.背景

本付託の背景には、2025 年の拡大審判部審決 G1/24 があります。G1/24 では、特許性判断におけるクレーム解釈に際して、明細書および図面を常に参酌すべきであることが示されました。

（弊所知財トピックス 2025 年 7 月掲載分をご参照ください

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17570/>）

今回の付託では、この考え方を新規事項追加の判断時にも適用すべきかが争点となっています。

2.本件の概要

対象となった特許 EP3 587 104 は鋼板に関する発明であり EP 3 290 199 および EP 2 086 755 の分割出願から派生した特許です。

EP3 587 104 の付与されたクレーム 1 には補正により「Ti/N 比が 3.42 超」であるという特徴が追加されていました。出願当初の明細書には、この Ti/N 比が「重量比（weight ratio）」であることが記載されていましたが、クレーム 1 自体には上記の通り「Ti/N 比」とのみ記載されており、「Ti/N 比」が重量比であることは記載されていませんでした。

審判部の予備的見解では、クレーム 1 に Ti/N 比の単位が欠けていること自体が、出願時に「重量比」と限定されていたものを「単位なし・オープンエンド」にした不当な拡張（impermissible broadening）に当たると判断し、新規事項追加であるとししました。

これに対して、特許権者は明細書に重量比しか記載がない以上、クレームにも暗黙的に重量比が記載されているものと解釈すべきであり、そのため新規事項追加には該当しないと反論しています。

そこで、審判部は、この問題について拡大審判部に対し、新規事項追加の判断においてクレームをどのように解釈すべきかについて見解を求めています。

尚、拡大審判部がこの付託を受け入れるかどうかはまだ決まっています。

詳細につきましては EPO の以下 URL をご参照ください。

https://link.epo.org/web/T_0873_24_Interlocutory_decision_of_Technical_Board_of_Appeal_of_3_February_2026.pdf